

令和2年9月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年9月30日（水曜日） 議事開始 午前8時51分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則
増田 賢造 中津 ゆみ子

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

議 題

- 報告第11号 農地等の合意解約について
- 報告第12号 農用地利用配分計画について
- 報告第13号 2アール未満の農地転用届について
- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第34号 農用地利用集積計画について
- 議案第35号 事業計画の変更申請について
- 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第38号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和2年9月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は28人で全員でございます。

尾山議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、山下委員と前原委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第11号から報告第13号及び議案第33号から議案第38号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第11号「農地等の合意解約について」事務局の説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第11号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は7件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年9月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号2番及び3番につきましては、耕作者変更の為、解約するものでございます。

整理番号4番及び5番につきましては、先月総会でご審議いただいた基盤法の議案第28号所有権移転整理番号5番との関連になります。

整理番号7番につきましては、他の担い手へ貸借予定の為、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長　説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第12号「農用地利用配分計画について」事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第12号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和2年9月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計33件、101筆、252,171㎡となっております。詳細につきましては、4ページから14ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第13号「2アール未満の農地転用届について」事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第13号「2アール未満の農地転用届について」ご報告いたします。15ページをご覧ください。今月の届出件数は1件でございます。内容につきましては、16ページをご覧ください。整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、780㎡の内120㎡を農業用倉庫用地として、届出があったものです。農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1項第1号の規定されている農地の転用の制限の例外（許可不要）に該当いたしますので農業委員会への届出のみとなります。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第33

号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第33号についてご説明いたします。17ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件、貸借2件の合計8件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたしますので18ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、1,254㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、1,364㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。吉留委員の掘起しです。

整理番号3番、田1筆、1,899㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。19ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、957㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、19ページから20ページになります。畑4筆、5,504㎡の贈与です。

整理番号6番、20ページから21ページになります。畑5筆、5,283㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転については、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので22ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、589㎡の賃貸借です。こちらは山口委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、430㎡の賃貸借です。こちらも山口委員の掘起しです。以上、所有権移転6件、貸借2件です。皆様のご審議方、よろしくをお願いします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第33号については、各担当委員が

現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は宅地と水田が混在しています。日照・用排水・接道は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者はおりません。地域との調和については、周辺の農家の方に迷惑を掛けないようにするとの事でした。所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

尾山議長 吉留委員。

吉留委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。受人の自宅に接しています。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好です。渡人が県外にいる事から農地の管理ができなくなった事から今回売買となったしだいです。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。権利取得後は、里芋を作付けするとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備された水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。現在は飼料稲が作付けされておりました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 それでは整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者は現在〇〇市にいますが、3年後に帰郷する予定です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に19ページの整理番号4番の土地を高谷委員に、申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。まず、高谷委員にお願いします。

高谷委員 議長。

尾山議長 高谷委員。

高谷委員 それでは整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、東・南側は水田で北・西側は宅地です。日照・接道・用排水は良好です。現在、何も作付けされてはいませんでしたが、耕運されておりました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 それでは整理番号4番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。後継者はいらっしゃいま

す。権利取得後は露地野菜を作付けするとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を田中委員にお願い
します。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 それでは整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、これから畑かん事業が実施される予定で区画整理等がされるとの事です。日照・接道・排水は良好です。現在、ソルゴーが作付けされていきました。以前から受人が耕作してきましたが、今回、贈与となったとの事でした。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で肉用牛主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に20ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元
委員にお願いいたします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 それでは整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、日照・接道・排水は良好です。周辺の状況は、東・西側は山林、北側は畑、南側は雑種地です。北側に受人である法人の代表者の所有農地がある事から今回、売買が成立したとの事でした。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の市の認定を受けた法人です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。

皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に22ページの貸借整理番号1番及び2番の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員に願ひします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 それでは貸借整理番号1番及び2番について、ご報告いたします。まず、整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺の状況は基盤整備された水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で施設野菜主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

次に整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。整理番号1番の申請農地のすぐ近くとなります。基盤整備された水田で日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてですが、先ほど報告いたしました整理番号1番の受人と同じであるため。報告は省略いたします。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明を願ひします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計8件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第33号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

宮田委員　議長。

尾山議長　宮田委員。

宮田委員　所有権移転整理番号2番についてお聞きします。渡人は県外在住の方ですが受人との関係について、お聞きします。

吉留委員　議長。

尾山議長　吉留委員。

吉留委員　宮田委員のご質問にお答えいたします。渡人の実家と受人の自宅は道路を挟んですぐ近くとなり、古くからの友人となります。

尾山議長　宮田委員、よろしいでしょうか。

宮田委員　はい。

尾山議長　他に質疑はありませんか。

下原委員　議長。

尾山議長　下原委員。

下原委員　すいません、事務局に確認です。所有権移転整理番号5番についてです。先ほど田中委員から牛3頭と報告がありましたが、議案の中の受人の経営状況には記載がありませんでした。記載が無いのは、どうしてでしょうか。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　下原委員のご質問にお答えいたします。3条の申請書に家畜がいる場合は記載するようになっていますが確認したところ、申請書に記載が無かったようでございます。田中委員は受人に直接、お話を聞かれていますので報告が正しいと思いますので議案の訂正をお願いいたします。19ページ及び20ページに記載してある所有権移転整理番号5番の肉用牛の頭数

が0頭となっていますので3頭と訂正していただきますよう、よろしく
お願いいたします。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた
します。議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を
求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案
第34号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局
の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第34号のご説明の前に、議案の訂正をお願いいたします。30
ページをご覧ください。

所有権移転整理番号7番は取り下げの申出がありましたので、削除を
お願いいたします。

それでは、議案第34号「農用地利用集積計画について」ご説明いたし
ます。今月の計画件数は所有権移転6件、利用権設定11件、合計17件
となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は3件となっ
ております。申出人の住所・氏名、備考欄に関しましては、特記事項のみ
説明し、他は省略させていただきます。はじめに所有権移転関係についてご説
明いたします。24ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、3,483㎡の売買です。価格は全部で〇〇円
です。

整理番号2番、畑1筆、38㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号3番、24ページから28ページをご覧ください。田10筆、
畑7筆、計17筆10,210㎡を父から子へ贈与するものです。29

ページをご覧ください。

整理番号4番、畑1筆、190㎡を祖母から孫へ贈与するものです。

整理番号5番、畑1筆、552㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号6番、29ページ及び30ページをご覧ください。田2筆、畑2筆、計4筆6,068㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。増田委員、前原委員の掘り起こしとなります。以上、所有権移転6件です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。32ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、5,733㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、1,824㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、1,971㎡の賃貸借です。吉留委員・西田委員の掘り起こしです。33ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、6,692㎡の賃貸借です。

整理番号5番から8番は山口委員の掘り起こしとなります。整理番号5番、田2筆、633㎡の賃貸借です。34ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、495㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田2筆、866㎡の賃貸借です。35ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、442㎡の賃貸借です。整理番号9番から11番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号9番、35ページ及び36ページをご覧ください。畑5筆、20,226㎡の賃貸借です。

整理番号10番、36ページ及び37ページをご覧ください。畑2筆、4,121㎡の賃貸借です。

整理番号11番、37ページ及び38ページをご覧ください。畑5筆、14,407㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。

尾山議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第34号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

杉元委員　議長。

尾山議長　杉元委員。

杉元委員　利用権設定整理番号1番について、お聞きします。賃貸料が10アールあたり〇〇円となっており、あまりにも安いと思いますが、どうしてこの値段になったのか、お聞きします。

事務局長　議長。

尾山議長　事務局長。

事務局長　この農地は西川北地区にございますが、中山間地域のだいぶ奥にある水田です。法面もすごく急になっています。台帳上では、1筆ですが、現況は2枚の圃場となっています。周囲は山林に囲まれていて、日照はあまり良くありません。農地の条件等あまり良くない事からこの金額になったとの事でございます。以上です。

尾山議長　杉元委員、よろしいでしょうか。

杉元委員　はい。

尾山議長　他に質疑はありますか。

谷口委員　議長。

尾山議長　谷口委員。

谷口委員　先ほどの関連ですが、台帳上は1筆ですが、現況は複数の圃場との事ですが、どういう事で1筆にできたのでしょうか。お聞きします。

事務局長　議長。

尾山議長　事務局長。

事務局長　地籍調査で1筆にしたとの事です。

尾山議長 谷口委員、よろしいでしょうか。

谷口委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第34号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第35号「事業計画の変更申請について」、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第38号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第35号「事業計画の変更申請について」ご説明いたします。39ページをご覧ください。今月の事業計画変更件数は3件でございます。内容につきましては、40ページから44ページをご覧ください。

整理番号1番から3番までは同一事業となります。また、農地法第5条の議案37号の整理番号3番とも関連しますので、併せて、ご説明いたします。

本案件は今年5月総会で皆様にご審議いただき、許可相当として、県に意見書を進達し、今年7月に許可となった案件でございますが、このたび事業計画者が変更となったため、事業計画変更申請書及び農地法第5条許可申請書が提出されたしだいでございます。事業計画の変更理由ですが、前回の申請段階での融資先である海外の会社が、新型コロナウイルスに感染拡大により、計画通りに融資する事ができなくなり、自力での事業実

施を進めていましたが、資金規模が大きい事から新会社を設立し、別の国内の融資先を確保し、事業する事となった事から変更するものです。事業計画については、変更前と変更後では、譲受人と譲渡人、権利関係が売買から賃貸借（地上権設定）へと変更となっています。事業計画場所等については、変更ありません。

整理番号1番、畑7筆、31, 697㎡。整理番号2番、畑13筆、50, 574㎡。整理番号3番、畑1筆、5, 613㎡、計21筆、87, 884㎡となります。農地以外を含めました全体の事業計画面積は291, 433.67㎡となります。併せて、農地法第5条の議案37号の整理番号3番を説明いたします。49ページから53ページとなります。太陽光発電事業の事業計画者の変更に伴う、申請となります。工事期間は令和3年1月1日から令和4年7月31日までとなっています。権利関係は地上権設定による賃貸借となります。事業費につきましては、地上権設定と権利費用が〇〇円、造成費〇〇円、建設工事費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるとの事でございます。地上権の設定期間は、転用許可日から令和25年9月30日までとなっております。前回と同様ですが、雨水などの排水は、側溝をっていったん調整池に排水し、その後、北側の既存排水路に排水いたします。

続きまして、議案第36号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。46ページをご覧ください。

議案を説明する前に、排水につきまして、ご説明いたします。先月総会時にご質問のありました地下浸透の排水基準ですが、県に確認したところ、明確な基準はないとの回答でございました。今後、地下浸透の申請があった場合は可能限り、集水桝の設置や隣接排水路へ排水するように指導してまいります。今月の案件でも地下浸透との申請がございましたが、現在、排水路への排水を指導しているところでございます。それで

は内容を説明いたします。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田2筆、2, 250㎡を畜舎及び堆肥舎用地として、申請するものです。工事期間は、令和2年11月2日から令和3年3月31日までとなっています。事業費につきましては、造成は自己労力、建築費〇〇円を全額自己資金で対応するとの事でございます。排水につきましては、地下浸透となります。

続きまして、議案第37号の農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。48ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田3筆、791㎡を資材置場として申請するものです。権利関係は贈与です。渡人から受人に対して、寄付の申請があった事によるものでございます。工事期間は令和2年11月2日から11月12日までとなっております。事業費につきましては、造成については受人の自己労力となるため、発生しないとの事でございます。排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、2, 162㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものでございます。権利関係は売買となります。事業費につきましては、土地取得費が〇〇円、造成費が〇〇円、建設費が〇〇円、計〇〇円を自己資金により対応するとの事でございます。雨水による排水は、地下浸透で処理します。続きまして、38ページ以降の整理番号3番につきましては、先ほど議案第35号で説明いたしましたので、説明は割愛させていただきます。54ページをご覧ください。

続きまして、議案第38号の「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件です。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。55ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、450㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第35号から第38号については、9月29日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長。

尾山議長 稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けてまして、9月29日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、事業計画変更申請3件、農地法第4条1件、農地法第5条3件、農地証明願い1件の計8件でございます。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第35号の事業計画変更申請の整理番号1番から3番は同一事業のため、併せてご説明いたします。また、議案37号の農地法第5条の整理番号3番とも関連いたしますので併せて説明いたします。今年の5月総会で審議いただき、許可相当として県に進達したところでございますが、融資予定先が新型コロナウイルスの影響により、融資が困難となった事から新会社で新たな出資先を確保するため、事業主体が変更となったものでございます。また、農地法第5条の議案37号整理番号3番は事業主体変更に伴う、地上権設定の申請のためでございます。場所は、〇〇地区でございます。〇〇から北東に約1.6kmのところに位置します。申請地の状況は、東側は原野、西側は原野・山林、北・南側は山林となっております。周囲に農地は無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第4条の議案第36号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は〇〇地区の畜産農家です。今回、牛の増頭を計画しましたが、既存の畜舎及び堆肥舎では手狭になったため、申請するものです。場所は、〇〇地区です。〇〇から北西に約450mのところに位置します。申請地の状況は、東側は宅地・水路・道路、西側は水田、南側は河川、北側は水田に接しています。西側及び北側の農地は自己所有農地で

あるため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第37号、整理番号1番について、ご説明いたします。譲受人は今回、資材置場が手狭になっていたところに譲渡人から寄付に伴う贈与があったため、申請するものでございます。場所は、〇〇区です。〇〇から南に約150mのところに位置します。申請地の状況は、東・北側は道路、西側は遊休農地、南側は鉄道敷地に接しています。西側に農地がありますが、すでに遊休農地となっている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は県外の太陽光発電事業者です。えびの市内で太陽光発電事業をするため適地を探していましたが、適地を見つけたので譲渡人である所有者に相談したところ、承諾を得た事から申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南に約290mのところに位置します。申請地の状況は、東・北側は水路、西側は水田・雑種地、南側は畑に接しております。西側に水田がありますが、接している部分が道路からの進入路となるため、太陽光発電施設はその場所に建設されないので影響はありません。また、南側に畑がありますが、境界付近に植林されたいる事から太陽光発電施設による日照への影響はありません。以上の事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番については、先ほど説明しましたので説明は省略いたします

続きまして、非農地証明願いの議案第38号の整理番号1番についてご説明いたします。場所は、〇〇地区に位置します。現況は山林です。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農

地に該当すると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、事業計画変更申請3件、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請3件、非農地証明願い1件、計8件については、慎重・審議しました結果、第3小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長　　ここでしばらく休憩をいたします。

（10分間休憩）

尾山議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局　　議長。

尾山議長　　事務局。

事務局　　判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第35号から第38号の計8件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　　ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第35号及び議案第37号整理番号3番は同一事業であるため、一括して審議いたします。まず、先に議案第35号及び議案第37号整理番号3番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。各委員の質疑を求めます。質疑は、ありませんか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長　　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第35号及び議案第37号整理番号3番に対する第3小委員長の報告は許可相当

であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第35号及び議案第37号整理番号3番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第35号及び議案第37号整理番号3番は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。それでは、議案第37号整理番号3番を除く、議案第36号、議案第37号、議案第38号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第37号整理番号3番を除く、議案第36号から第38号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第37号整理番号3番を除く、議案第36号から第38号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第36号及び第37号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第38号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時14分